

## 総合教育会議議事録

会議名 寝屋川市総合教育会議  
開催日 平成27年10月21日（水）午後3時00分～午後3時34分  
開催場所 議会棟4階 第1委員会室  
出席委員 北川市長、村田委員長、岩根委員長職務代理人、青山委員、上野委員、高須教育長

### 事務局等出席者

良理事兼経営企画部長、荻野学校教育部長、有山教育監、山崎教育監、良社会教育部長、谷口次長兼企画政策課課長、蔵守学校教育部長、幸西企画政策課長、妹尾教育総務課長、高宮教育総務課係長、永森（教育総務課担当）

### ○事務局

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から寝屋川市総合教育会議を開会させていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます学校教育部の荻野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、北川市長より御挨拶を頂戴したいと存じます。

北川市長、よろしくお願ひいたします。

### ○北川市長

総合教育会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

平素より、村田委員長を始め、教育委員の皆様方には、教育行政の推進に格別の御支援、御協力を賜りまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

前回の総合教育会議では、教育委員の皆様からいただきました意見や内容を踏まえて作成をいたしました寝屋川市教育大綱（素案）をお示しし、課題や方向性の共有を図ってまいりました。

本日の総合教育会議では、8月15日から9月14日まで実施しましたパブリック・コメントにおいて、市民の皆様から頂戴をいたしました御意見を確認していただき、市の考え方について御協議をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

### ○事務局

ありがとうございました。

続きまして、村田委員長より御挨拶を頂戴したいと存じます。

村田委員長、よろしくお願ひいたします。

#### ○村田委員長

それでは、教育委員会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

前回の総合教育会議では、市長と寝屋川市教育大綱（素案）についての協議を行い、教育行政の方向性等について共有を図ることができたと考えております。

本日協議いたします寝屋川市教育大綱（素案）策定に係るパブリック・コメントの結果につきまして、多くの市民の方から、様々な御意見を頂戴しております。市民の皆様への教育行政に対する期待や思いの大きさを改めて感じておるところでございます。

本日の議論を通じて、学校、家庭、地域、市が一層連携、協力し、市民の皆様から期待される教育の実現を目指してまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

#### ○事務局

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、事務局から報告事項がございますので、教育総務課長の妹尾より説明させていただきます。

#### ○事務局

それでは、寝屋川市総合教育会議傍聴要領の一部改正について御説明させていただきます。

内容につきましては、寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱の一部改正に準じ、総合教育会議においての傍聴資料の取扱いを変更するため、9月17日付けで学校教育部長決裁において一部を改正したものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきます。改正内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第4条第5号中、第6条ただし書を第7条ただし書に改めるものでございます。

次に、第6条第1項につきましては、傍聴人は会議の終了後に閲覧用の資料を返却すること及び閲覧用の資料の写しを必要とするときは実費を支払うことにより交付を受けることができるようにするものです。

次に、同条第2項につきましては、会議の議長は前項に規定されたことを傍聴人に周知することとするものです。なお、傍聴人に対する周知については、傍聴受付時に配付する傍聴の注意事項に記載をし、対応いたします。

以上、誠に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

#### ○事務局

ただいまの報告事項につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、それでは議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、寝屋川市総合教育会議運営要綱第4条の規定に基づき、市長をお願いいたします。

#### ○北川市長

それでは、議事進行をさせていただきます。

始めに、次第の2、寝屋川市教育大綱（素案）策定にかかわるパブリック・コメントの結果についてでございます。

寝屋川市教育大綱（素案）につきましては、パブリック・コメントを実施し、市民の皆様の御意見を頂戴しておりますので、内容等を踏まえて協議を行いたいと考えております。

内容の詳細につきましては、事務局にて説明をさせていただきます。

#### ○事務局

それでは、資料の寝屋川市教育大綱（素案）パブリック・コメントの結果について、御説明をさせていただきます。

始めに、パブリック・コメントの実施期間につきましては、平成27年8月15日から平成27年9月14日まで実施し、意見提出数は28人から127件ございました。

提出されました意見のあらましとそれに対する市の考え方につきましては、次ページより、項目ごとに記載をしております。また、7ページの欄外に記載しておりますとおり、19人、42件の御意見につきましては、寝屋川市教育大綱（素案）に直接関わらない御意見であったため、パブリック・コメント制度の趣旨を鑑み、この表には記載をしております。

次に、パブリック・コメント内容を踏まえた大綱（案）の修正内容を御説明いたしますので、寝屋川市教育大綱（案）を御覧ください。修正箇所については網掛けをさせていただきます。

表紙の「はじめに」につきましては、パブリック・コメントでいただいた意見を踏まえ、「高い志を持ち」を「高い志を抱き」に、「進めていくことが必要であります」を「進めていくことが必要です」に文言修正いたしました。

次に、2ページの「イメージ図」につきまして、学校、家庭、地域、市が、それぞれに協力して推進するという趣旨の造語として記載している「協育」に対する御意見を受け、造語である「協育」の趣旨をより御理解いただけるように、イメージ図の下に解説を追加いたしました。

次に、4ページ中段の「地域の絆で育む」につきまして、同じ文章中に「地域」の文言が重複しているという御意見を踏まえ、「地域ネットワーク」を「ネットワーク」に文言修正いたしました。

また、頂いた御意見並びに8月に市内中学生が被害者となった事件の状況等も踏まえ、青少年の居場所づくりや青少年リーダーの組織づくりの強化等を行うことが重要であるため、「ネットワークの中で」を「ネットワークの中で、青少年の居場所の充実や青少年リーダーの組織づくりの強化など」に修正をいたしました。

大綱（案）の修正につきましては、以上でございます。

その他、パブリック・コメントで市民の方々に頂いた御意見としましては、No. 7「基本理念」の「自律」について、「それぞれの役割を担い」という趣旨に合致する

のは「自律」ではなく、いわゆる自分で立つという「自立」ではないかといった反対の御意見がございました。これについて、市としての考え方としましては、自身の立てた規範に従って行動する「自律」と表現しており、原案のとおりとしております。

また、御意見をいただきましたNo. 19「基本理念を支える4つの基本方針」の「戦略的」について、企業の経営方針を引用しているようで、教育大綱の言葉としてふさわしくないのではないかといった反対の御意見もありました。これについて、市としての考え方としましては、「戦略的」については、将来を見通しての方策としての意味で使用しており、一般的にも使用されておりますので、原案のとおりとしますとしております。

また、御意見、No. 23からNo. 27「生きる力、学ぶ力を育む」につきましては、小中一貫教育は多くの問題があるとするものや、一貫ではなく、それぞれの段階で教育をして、連携をすれば良いというもの、また小中一貫校といった具体的施策への展開を危惧するといった反対の御意見がございました。これについて、市としての考え方としましては、「小中一貫教育は、平成17年度から取り組んでおり、特色ある中学校区づくりを進める中で、家庭、地域等との連携などにより推進していくものであり、小中一貫校を始め、具体的な施策、取組は実施計画等で示してまいります。」としております。

その他のパブリック・コメントの個別の意見、市の考え方につきましては、表に記載のとおりとなっております。

以上、誠に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

#### ○北川市長

それでは、パブリック・コメントの結果表の項目ごとに、教育委員の皆様から御意見を頂戴したいと存じますので、よろしくお願い致します。

「はじめに」の項のNo. 1からNo. 2の意見、考え方について、それぞれ御意見がございましたら、よろしくお願いしたいと思います。

#### ○村田委員長

「はじめに」の「高い志を持ち」というのを「高い志を抱き」という御意見と、「進めていくことが必要であります」を「必要です」というふうに簡潔に述べるというようなことですので、御指摘どおりに文言を変更することで良いと思います。

#### ○北川市長

ほかに御意見ございませんでしょうか。

なければ、次に、「基本理念」のNo. 3からNo. 17までの御意見、考え方についてはいかがでしょうか。

#### ○岩根委員長職務代理者

パブリック・コメントの概要版においては説明を記載されていましたが、この協力して育むという言葉の「協育」というのは造語であるということや、基本理念に込めた思いを理解していただくためにも、先ほど説明があったように、この「協育」は、

学校、家庭、地域、市が、それぞれに協力して推進する教育という趣旨を表す造語ですということを解説として記載するというので、よく分かるのではないかと感じました。

#### ○青山委員

先ほども少しお話が出ておりましたが、「自律」という言葉を自ら律するではなく、自ら立つという文言に変更したほうがいいのではないかという御指摘がありました。確かに、自ら律するという言葉というのは、行政が市民の方々に使っていくにはやや厳しい表現ではないかと思いますが、この中身には、行政だけではなく、学校、家庭、地域のそれぞれが自らの立場、役割、規範、規律の中で、自主性を持って、より一層の連携を図っていただきたいとの思いを込めて、自分を律するという「自律」という言葉を使用していますので、この表現が的確ではないかと思っております。

#### ○北川市長

ほかにございませんでしょうか。

なければ、次に、「イメージ図」及び「基本理念を支える4つの基本方針」、No. 18からNo. 20までの御意見、考え方について、御意見がございましたらよろしくお願ひします。

#### ○青山委員

この「イメージ図」の中で、No. 18の御意見にありますように、丸い中に囲まれている「協育」という言葉ではなくて、子どもが真ん中にあるべきではないかという御指摘ですけれども、この「イメージ図」については、様々な感じ方があるのかも分からないですけれども、この「イメージ図」の表現が市民の方々にも一番理解しやすいのではないかと感じられるので、このままが適切だと思われます。

#### ○村田委員長

「基本理念を支える4つの基本方針」のところ、「戦略的」という言葉を削除すべきではないかという御意見ですけれども、確かに、「戦」という字は、戦うとか、戦争とかのイメージを抱かれやすく、御意見は理解もできるんですけれども、戦略的という言葉は、企業でも経営戦略というような形で用いるものでありますので、一般的な言葉になっていると私は考えています。いわゆる目標を見据えた行動を表現するという形に考えていただければ、この表現も適当であると考えます。

#### ○北川市長

ほかにございませんか。

なければ、次に、「生きる力、学ぶ力を育む」、No. 21からNo. 41までの御意見、考え方について、御意見がございましたらよろしくお願ひします。

#### ○上野委員

特に、このNo. 21とNo. 22についてですが、ICT教育や英語教育などにつきましては、社会情勢等からも必要な要素であり、避けて通れない状況になっていると思います。これまでも、教育事務の点検・評価等において、成果の検証を進める中で取組を

進めてきたので、このような表現で問題はないと思います。

もう一点はNo. 23からNo. 27で小中一貫教育についての御意見をいただいておりますが、小中一貫教育の取組につきましては、これまで中学校区として一体となった取組を展開してきております。そこで、一定の成果や効果なども表れてきているものであると認識しています。当然、この成果の検証も行ってきたところであり、更に家庭や地域などとの連携を進めていく必要があると考えていますので、このような回答でよいと考えます。

#### ○青山委員

No. 33、No. 34で具体的な内容が必要ではないかという御意見ですけれども、確かに、個別具体的な内容を記載していただきたいという気持ちは理解できますが、やはり教育大綱は大きな目標、方針を示すもので、個別具体的な内容を示すものではないと思いますので、この表現が適当でないかと思えます。

#### ○上野委員

この「生きる力、学ぶ力を育む」につきましては、市民の方々の意見がとても多くて、非常に注目されており、また同時に、期待をされていると感じました。

パブリック・コメントに対する市の考え方につきましては、「生きる力、学ぶ力を育む」に対する、一貫した方向性が示されていると感じています。そして、今後は、具体的な取組を更に推進する中で、教育委員会としましても、市民への説明責任を果たすようにしていかなければならないと強く感じたところです。

#### ○北川市長

ほかに、その「生きる力、学ぶ力」についての考え方について、御意見はございませんでしょうか。

なければ、次に、「安心して学べる環境で育む」、No. 42からNo. 44までの御意見、考え方について、御意見がございましたらよろしく申し上げます。

なければ、次に、「地域の絆で育む」、No. 45からNo. 53までの考え方について、御意見がございましたらよろしく申し上げます。

#### ○岩根委員長職務代理者

No. 47についてですが、8月に市内の中学生が被害者になった痛ましい事件を受けまして、青少年の居場所づくりなどが報道でもクローズアップされたというのが、自分の中で心に強く残っており、私自身も、青少年の居場所づくりであるとか、組織づくりの強化は極めて重要であると感じておりますので、頂いた意見を踏まえて、修正するという事で問題はないと考えます。

#### ○北川市長

ほかに御意見はございませんか。

なければ、次に、「生涯の学びを育む」、No. 54からNo. 55の御意見、考え方につきまして、御意見がございましたらよろしくお願ひしたいと思えます。

なければ、次に、「大綱全体」及び「その他」、No. 56からNo. 59までの御意見、考

え方について、御意見がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

○岩根委員長職務代理者

パブリック・コメントではないのですが、最後に、この大綱に直接関わらない御意見19人より42件寄せられています、パブリック・コメントの制度に合致しないため、表には掲載されていないとしておるのですが、どのような内容だったのでしょうか。

○事務局

パブリック・コメントに直接関わらない御意見の内容でございますが、例えば、全国学力・学習状況調査の結果公表の在り方、またその利用、それから教科書採択に関する内容等が、大綱に直接関わらない内容として、また個別の要望、考え方等の御意見がございました。頂いた御意見ですので、当然パブリック・コメントの趣旨を踏まえ、できる限り回答するように検討をいたしました、結果として欄外に記載しておるように、対象外とさせていただいております。

○村田委員長

全般的に市民の方々から、たくさんの意見を頂いているというのは、本当に有り難いことだと思っております。個々の様々な意見に対しまして、当然、我々も理解できるものが多いですが、教育大綱に込めた思いや考えは、これまでの総合教育会議において、市長と我々教育委員会が共有してきたものでございます。少しの修正はありますけれども、そのほかについては、このままで良いのではないかなと感じておりますので、全般的にこのような回答で問題ないと考えます。

○北川市長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

なければ、教育委員会の事務局を代表して、教育長から御意見をお願ひしたいと思ひます。

○高須教育長

教育委員会事務局を代表いたしまして、一言申し上げたいと存じます。

まずは、先ほど、村田委員長からもお話がありましたように、今後の教育行政の大きな方針となるこの教育大綱に対して、市民の皆様から、本当に多くの貴重な御意見を頂いたこと、教育委員会事務局としても非常に有り難く感じているところでございます。

また、この教育大綱につきましては、この間の総合教育会議において、市長、教育委員会の各委員との意見交換、協議を経て、パブリック・コメントの実施となったものでございます。

頂いた御意見には、大綱の内容への反映を始め、これまでの会議での協議をしっかりと踏まえ、市の考え方を示させていただいたところでございます。また、頂いた多くの意見の中から、教育に対する関心や期待が高まっていることを改めて深く認識しておるところでございます。市民の皆様がこの御期待に応えるべく、教育行政のなご一層の推進をこれからも図ってまいる決意を新たに致しているところでございます。

私どもとしましては、パブリック・コメント結果を踏まえ策定する、この教育大綱の下、これまでの会議でも協議してまいりました、いわゆる従前の教育、それに加えて、学校、家庭、地域、市が、それぞれに協力して推進する教育という趣旨の協育の観点から、子どもたちや市民の夢を、熱意と優しさを持って見守り育てていく。そういう教育を推進してまいりたいと考えているところでございます。特に、市長にも、当初から力強くお話しいただいております「子どもを守る」という視点を踏まえて、教育委員会としても、この教育大綱に基づいて、将来を担う子どもたちが、自らの人生を切り拓いていくために必要となる、生きる力、学ぶ力の育成や、子どもたちが安心して学び、成長できる環境づくりを地域の皆様との連携や協力の中で、より一層進めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○北川市長

ほかに、委員の皆様方から何か御意見がございましたらよろしくお願ひします。

ないようですので、今後の手続等について、事務局から説明をさせますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○事務局

それでは、今後の手続等につきまして御説明させていただきます。

今後につきましては、本日の総合教育会議の意見内容を踏まえまして、市長に御決裁をいただき、パブリック・コメントの結果の公表及び寝屋川市教育大綱の策定を行います。

また、11月15日号の広報及びホームページにて、市民の方々への周知を行ってまいりたいと考えてございます。

#### ○北川市長

それでは、以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

最後に、閉会に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

本日は、御多忙にもかかわらず、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

今般のパブリック・コメントを頂いた御意見と、本日の総合教育会議において、教育委員の皆様から頂戴いたしました御意見等を踏まえて、パブリック・コメントの結果の公表及び寝屋川市教育大綱の策定を行わせていただきますので、引き続き御協力のほどよろしくお願ひいたします。

また、大綱の策定後におきましても、大綱が示す基本理念の実現に向けて、重点的に講ずるべき諸施策等についての協議、調整を十分に行い、一丸となって、「命を守る」ことを基本として、「子どもを守る」教育行政を推進していく所存でございます。

教育委員の皆様におかれましては、教育行政の推進のため、今後とも変わらず、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

#### ○事務局



ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。